

入札制度改革について

本市の入札制度につきましては、これまで、様々な改善に取り組んで参りましたが、その透明性、競争性及び公平性のより一層の向上を図ることを目的とし、入札契約等の手続き等を、次のとおり改正又は試行導入します。

1. 京丹後市建設工事指名業者格付基準の一部改正

①土木一式工事及び下水道工事

改正前							
等級	等級区分点 (土木一式)	完成工事高 平均額 (土木一式)	技術者 (土木一式)		建設業 許可 (土木)	所在地 要件	過去 3 年間の 指名・工事实績 (土木一式)
			1 級	2 級			
Aa	別途審査(難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)						京丹後市 or 他の公共団体
A	800 点以上	1 億 5 千万円以上	2 名		特定	本店 or 支店	京丹後市
B	720 点以上	5 千万円以上	1 名		要	本店	京丹後市
C	総合評定値 の通知	500 万円以上			要	本店	
D	総合評定値 の通知				要	本店	



改正後(平成22年度以降)							
等級	等級区分点 (土木一式)	完成工事高 平均額 (土木一式)	技術者 (土木一式)		建設業 許可 (土木)	所在地 要件	
			1 級	2 級			
Aa	別途審査(難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)						
A	<u>780 点以上</u>	<u>1 億円以上</u>	2 名		特定	<u>本店</u>	
B	<u>700 点以上</u>	5 千万円以上	1 名		要	本店	
C	総合評定値 の通知	500 万円以上			要	本店	
D	総合評定値 の通知				要	本店	

※ 過去 3 年間の指名・工事实績の要件を廃止する。

②建築一式工事

改正前							
等級	等級区分点 (建築一式)	完成工事高 平均額 (建築一式)	技術者 (建築一式)		建設業 許可 (建築)	所在地 要件	過去3年間の 指名・工事实績 (建築一式)
			1級	2級			
Aa	別途審査(難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)					京丹後市 or 他の公共団体	
A	830点以上	1億5千万円以上	2名		特定	本店 or 支店	京丹後市
B	740点以上	5千万円以上	1名		要	本店	京丹後市
C	総合評定値 の通知	1千万円以上			要	本店	
D	総合評定値 の通知				要	本店	



改正後(平成22年度以降)							
等級	等級区分点 (建築一式)	完成工事高 平均額 (建築一式)	技術者 (建築一式)		建設業 許可 (建築)	所在地 要件	
			1級	2級			
Aa	別途審査(難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)						
A	<u>760点以上</u>	<u>1億円以上</u>	2名		特定	<u>本店</u>	
B	<u>650点以上</u>	5千万円以上	1名		要	本店	
C	総合評定値 の通知	1千万円以上			要	本店	
D	総合評定値 の通知				要	本店	

※ 過去3年間の指名・工事实績の要件を廃止する。

③水道施設工事

改正前													
等級	等級区分点			完成工事高 平均額 (土木一式+管 +水道施設)	技術者				建設業許可			所在地要件	過去3年間の 指名・工事实績 (土木一式 or 水道施設)
	水道 施設	土木 一式	管		水道施設		管		水道 施設	土木	管		
					1級	2級	1級	2級					
Aa	別途審査 (難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)							要	要	要	別途 審査	京丹後市 or 他の公共団体	
A	800点 以上	総合評定 値の通知	総合評定 値の通知	1億円以上	2名	1名	特定	要	要	本店 or 支店	京丹後市		
B	720点 以上	総合評定 値の通知	総合評定 値の通知	5千万円以上	1名	1名	要	要	要	本店	京丹後市		
C	総合評定 値の通知	総合評定 値の通知	総合評定 値の通知				要	要	要	本店			



改正後(平成22年度以降)											
等級	等級区分点			完成工事高 平均額 (土木一式+管 +水道施設)	技術者		建設業許可			所在地 要件	
	水道 施設	土木 一式	管		水道施設		水道 施設	土木	管		
					1級	2級					
Aa	別途審査 (難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)							要	要	要	別途 審査
A	<u>740点</u> 以上	総合評定 値の通知	総合評定 値の通知	1億円以上	2名		特定	要	要	<u>本店</u>	
B	<u>650点</u> 以上	総合評定 値の通知	総合評定 値の通知	5千万円以上	1名		要	要	要	本店	
C	総合評定 値の通知	総合評定 値の通知	総合評定 値の通知				要	要	要	本店	

※ 管の技術者の要件を廃止する。

※ 過去3年間の指名・工事实績の要件を廃止する。

④電気工事

改正前							
等級	等級区分点 (電気)	完成工事高 平均額 (電気)	技術者 (電気)		建設業 許可 (電気)	所在地 要件	過去3年間の 指名・工事実績 (電気)
			1級	2級			
Aa	別途審査(難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)					京丹後市 or 他の公共団体	
A	740点以上	5千万円以上	2名		特定	本店 or 支店	京丹後市
B	670点以上	1千万円以上	1名		要	本店	京丹後市
C	総合評定値 の通知				要	本店	



改正後(平成22年度以降)						
等級	等級区分点 (電気)	完成工事高 平均額 (電気)	技術者 (電気)		建設業 許可 (電気)	所在地 要件
			1級	2級		
Aa	別途審査(難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)					
A	<u>720点以上</u>	5千万円以上	<u>1名</u>		特定	<u>本店</u>
B	<u>600点以上</u>	1千万円以上	1名		要	本店
C	総合評定値 の通知				要	本店

※ 過去3年間の指名・工事実績の要件を廃止する。

⑤管工事

改正前							
等級	等級区分点 (管)	完成工事高 平均額 (管)	技術者 (管)		建設業 許可 (管)	所在地 要件	過去3年間の 指名・工事实績 (管)
			1級	2級			
Aa	別途審査(難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)					京丹後市 or 他の公共団体	
A	740点以上	5千万円以上	2名		特定	本店 or 支店	京丹後市
B	670点以上	1千万円以上	1名		要	本店	京丹後市
C	総合評定値 の通知				要	本店	



改正後(平成22年度以降)						
等級	等級区分点 (管)	完成工事高 平均額 (管)	技術者 (管)		建設業 許可 (管)	所在地 要件
			1級	2級		
Aa	別途審査(難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)					
A	<u>720点以上</u>	5千万円以上	<u>1名</u>		特定	<u>本店</u>
B	<u>620点以上</u>	1千万円以上	1名		要	本店
C	総合評定値 の通知	<u>150万円以上</u>			要	本店
<u>D</u>	<u>総合評定値 の通知</u>				<u>要</u>	<u>本店</u>

※ C等級の完成工事高要件を新設する。

※ D等級を新設する。(発注は行わない。)DからC等級への昇格に係る下位経過年数は、1年とする。

※ 過去3年間の指名・工事实績の要件を廃止する。

⑥ほ装工事

改正前							
等級	等級区分点 (ほ装)	完成工事高 平均額 (ほ装)	技術者 (ほ装)		建設業 許可 (ほ装)	所在地 要件	過去3年間の 指名・工事实績 (ほ装)
			1級	2級			
Aa	別途審査(難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)					本店 or 支店	京丹後市 or 他の公共団体
A	790点以上	2億5千万円以上	2名		特定	本店 or 支店	京丹後市
B	740点以上	1億円以上	1名		要	本店 or 支店	京丹後市
C	総合評定値 の通知	1千万円以上			要	本店	
D	総合評定値 の通知				要	本店	



改正後 格付廃止

⑦造園工事

改正前							
等級	等級区分点 (造園)	完成工事高 平均額 (造園)	技術者 (造園)		建設業 許可 (造園)	所在地 要件	過去3年間の 指名・工事实績 (造園)
			1級	2級			
Aa	別途審査(難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること)					本店 or 支店	京丹後市 or 他の公共団体
A	770点以上	1億5千万円以上	2名		特定	本店 or 支店	京丹後市 or 他の公共団体
B	720点以上	5千万円以上	1名		要	本店	京丹後市 or 他の公共団体
C	総合評定値 の通知	実績があること			要	本店	
D	総合評定値 の通知				要	本店	



改正後 格付廃止

◎ 適用時期 平成22年度以降の格付けについて適用。

2. 建築一式工事・発注標準の一部改正

○京丹後市建設工事指名競争入札等の指名及び選定要領

別表 建設工事発注標準の抜粋

工事種別	設計金額		等級区分
	改正前	改正後	
建築一式工事	特段定めない	特段定めない	Aa
	7,500万円以上1億5,000万円未満	<u>4,500万円</u> 以上1億5,000万円未満	A
	2,000万円以上7,500万円未満	<u>1,000万円</u> 以上 <u>4,500万円</u> 未満	B
	2,000万円未満	<u>1,000万円</u> 未満	C

◎ 適用時期 平成22年5月1日以降に入札公告、指名通知を行う建設工事について適用。

3. 年間受注件数制限および同日落札数(取りぬけ)制限の試行導入

※4月14日開催の入札制度説明会に示した内容を再検討し、下記のとおり取り扱うこととします。

○ 趣 旨

今般、建設業を取り巻く環境が一層厳しくなる中、京丹後市発注の建設工事量は年々減少傾向にあり、当然それに合わせ市内の建設業者にとっては受注機会が減少している現状が伺えます。

このような現状を踏まえ、土木一式工事（下水道工事含む。）に係るA級の対象工事について、年間の受注件数および同一日に開札する工事の落札件数を制限することにより、受注機会の確保を行う制度を試行的に導入します。

1 年間受注件数制限の運用基準

年間受注件数制限については、入札契約課で発注する土木一式工事（下水道工事含む。）に係るA級の対象案件とし、年間5件までとする。

- (1) 年間受注件数の適用期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとし、契約日により判断する。
- (2) 共同企業体による工事については、各構成員全てに1工事につき1件を加えるものとする。
- (3) 随意契約工事（不落随契除く。）、災害復旧工事及び除雪支援策の対象工事は含まないものとする。

<指名競争入札の場合>

- ① 指名通知前において年間受注件数の制限を超える者は、指名しない。
- ② 指名通知から開札までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「指名取消し」とする。
- ③ 開札時点で、年間受注件数の制限を超えている者の行った入札は「無効」とする。
- ④ 落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の制限を超えていることが判明した場合は、その者の行った入札を無効とし、落札決定を取消す。この場合、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

<一般競争入札の場合>

- ① 入札参加資格確認申請から入札参加資格確認通知までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「参加資格なし」として確認通知書を発行する。
- ② 入札参加資格確認通知から開札までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「資格取消し」とする。
- ③ 開札時点で、年間受注件数の制限を超えている者の行った入札は「無効」とする。
- ④ 落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の制限を超えていることが判明した場合は、その者の行った入札を無効とし、落札決定を取消す。この場合、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

2 **同日落札数制限（取りぬけ）の運用基準**

同日落札数制限については、同一日に開札する土木一式工事（下水道工事含む。）に係るA級の対象案件とし、落札件数を1業者1件とする。

- (1) 平成22年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行った案件より適用する。
- (2) 同日に開札する工事で、先に開札した工事の落札者は、「取りぬけ」とし、その後の入札案件で行った入札は「無効」とする。
- (3) 同日に開札する複数の同種工事に入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事については、同日落札制限から除外することができるものとする。
- (4) 災害復旧工事、除雪支援策及び共同企業体の対象工事は含まない。

3 試行期間

年間受注件数制限及び同日落札数制限については、1年間、試行的に実施する。その後においては試行の結果を踏まえて検討を行うこととする。